

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2022年12月22日

【会社名】 藤田観光株式会社

【英訳名】 FUJITA KANKO INC.

【代表者の役職氏名】 代表取締役兼社長執行役員 伊 勢 宜 弘

【本店の所在の場所】 東京都文京区関口二丁目10番8号

【電話番号】 東京03 ( 5981 ) 7723

【事務連絡者氏名】 取締役 企画本部管掌 野 崎 浩 之

【最寄りの連絡場所】 東京都文京区関口二丁目10番8号

【電話番号】 東京03 ( 5981 ) 7723

【事務連絡者氏名】 取締役 企画本部管掌 野 崎 浩 之

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)  
藤田観光株式会社箱根小涌園  
(神奈川県足柄下郡箱根町二ノ平1297)

## 1【提出理由】

当社は、2022年12月22日開催の取締役会において、2023年3月1日を効力発生日とする簡易新設分割により、当社の完全子会社（以下、「新設会社」）を設立し、当社が運営するウスタリアンライフクラブと称する会員制リゾートクラブ事業を新設会社に承継（以下、「本会社分割」）させたいと、新設会社の全株式を国内法人に対して譲渡すること、当社の完全子会社である藤田グリーン・サービス株式会社の全株式を国内法人に対して譲渡すること（以下、新設会社及び藤田グリーン・サービス株式会社の全株式の譲渡を総称して「本株式譲渡」）を決議いたしました。これに伴い、当社の特定子会社の異動並びに当社及び当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号、第12号及び第19号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

### 1. 特定子会社の異動に関する事項（企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号に基づく報告）

#### （1）当該異動に係る特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金及び事業の内容

名称：藤田グリーン・サービス株式会社  
住所：東京都文京区関口二丁目10番8号  
代表者の氏名：代表取締役社長 千頭和 武  
資本金：5,000万円  
事業の内容：リゾートクラブ運営管理・不動産管理・保養所等の運営受託

#### （2）当該異動の前後における当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数及び当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合

当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数

異動前：100,000個

異動後：- 個

総株主等の議決権に対する割合

異動前：100.0%

異動後：- %

#### （3）当該異動の理由及びその年月日

異動の理由

2022年12月22日開催の取締役会において本株式譲渡を決議いたしました。これにより、同社は当社の特定子会社に該当しないこととなります。

異動の年月日

2023年3月1日（予定）

### 2. 当社及び当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象

（企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号に基づく報告）

#### （1）当該事象の発生日

2022年12月22日（取締役会決議日）

#### （2）当該事象の内容

2022年12月22日開催の取締役会において本会社分割及び本株式譲渡を決議いたしました。

(3) 当該事象の損益及び連結損益に与える影響額

当該事象の発生により、2022年12月期の個別決算及び連結決算において、下記のとおり特別損失を計上する見込みであります。

個別 特別損失 約15億円

連結 特別損失 約19億円

以上